

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2011. 5.10発行〈通巻第412号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 関西労働者安全センター第31回総会のご案内 ..... 2
- 100msvから250msvへ、50msv/年は大目に  
5/16 原発作業員についての厚労省交渉 ..... 3
- ニチアス石綿被害損害賠償訴訟  
札幌・岐阜・奈良 第2回弁論 ..... 11
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その14 古川和子 ..... 15
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年4月 ..... 18
- 韓国からのニュース ..... 19

4月の新聞記事から/23  
表紙/いわき市波立海岸津波被害地区(事故原発から南34キロ 4月17日  
チェ・エヨン撮影)

'115

# 関西労働者安全センター 第31回総会のご案内

会員ならびに購読者各位におかれましては、常日頃より当センターに多くのご支援、ご協力をいただいておりますことを厚く感謝申し上げます。

さて、本年度定期総会を下記の通り開催致します。

今総会では総会議事とともに、3月11日の東日本大震災と原発震災の発生とその後の状況を踏まえて、福島第一原発事故と脱原発についての記念講演を行います。講師の末田一秀氏は、長年、原発問題に取り組んでこられた市民活動家で、所属する自治労の脱原発ネットワークの一員として活動されています。

当センターではこれまで、原子力労働者の労災問題（岩佐訴訟、長尾訴訟）に取り組んできた経緯があり、今後、悪化する原子力労働者の安全衛生・労災対策にもできるだけ関わっていかねばならないところです。

ご多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、多数参加されますようお願い申し上げます。

—記—

## 関西労働者安全センター第31回総会

6月18日（土） 12時30分～

### 1) 記念講演 「福島原発震災、脱原発の話」

講師： 末田一秀氏

（自治労脱原発ネットワーク、反原発新聞編集委員）

### 2) 総会議事

## 会場：PLP会館

JR環状線「天満」駅下車5分。地下鉄「扇町」駅下車3分。

〒530-0041 大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館

Tel.06-6351-5860（代） Fax.06-6351-4687

# 100mSvから250mSvへ、50mSv/年は大目に労働基準揺るがし、被ばく防止強化策みえず

## 5/16 原発作業員についての厚生労働省交渉

福島第一原発事故の収束作業に従事する作業員の被ばく問題で、厚生労働省はこの間、被ばく限度の法令上の扱いについて、大きな動きをみせている。3月15日に、緊急作業時の被ばく限度を、今回の事故対応に限るとはいえ、従来の100mSv(ミリシーベルト)から250mSvに引き上げるとする省令改正を行い、4月28日には緊急作業時に通常の限度を超える被ばくをした作業員のその後の被ばくについて、実質的に指導措置を緩める行政通達をあらためて出した(後掲参照)。

これらの問題を含めた被ばく問題について、全国労働安全衛生センター連絡会議は5月16日、厚生労働省と交渉を行い、緊急作業時被ばく限度の引き上げ等の施策についての意思決定過程の公開を求めるなどの要請を行った。

### 現場に行かない労働基準監督!

交渉では、3月11日の事故発生以降、放射性物質により管理区域(実効線量が3か月で1.3mSvを超える可能性のある区域)と同じレベルにある福島第一原子力発電所敷

地内に、大臣の視察時以外では労働基準監督官が立ち入りさえしていないことが明らかになった。厚生労働省側の言い分では、無駄な被ばくを避けるため、必要な場合には事業者の出頭を求めて聴取しているとのことだった。

しかし、現実には様々な作業のため駆り出された作業員に、放射線作業従事者に義務付けられた特別教育が実施されていないことなど、法令違反の恐れが容易に推測できるなど、明らかに現場での立ち入り検査が必要な状況といえよう。

また、緊急作業時の被ばく限度引き上げについては、100mSvを250mSvに引き上げた件について、放射線審議会がICRP(国際放射線防護委員会)の07年勧告取り入れのため、今年1月にまとめた報告によるものとされているが、同報告は「重篤な確定的影響の防護のための活動及び壊滅的状况への発展を防止するための活動」について、国際的に容認された500mSvを推奨しており、250mSvの設定自体を決めた過程がまったく明らかにされていない。

さらに、この放射線審議会の報告では、緊急作業に従事する者について、作業員の被

ばく規制を定めた電離放射線障害防止規則（電離則）を改正すべきことを指摘している。

放射線審議会報告は、緊急作業に従事する者について、「原則として緊急作業に志願した放射線業務従事者に限り、その者の要件は、『当該作業で発生する可能性のある健康リスクを理解し、それを受け入れる者』とすべき」とし、それ以外の防災業務関係者の要件としては、「緊急作業に志願し、教育等をとおしてその作業で受ける可能性のある健康リスクを事前に理解した者であって、緊急時対応の訓練を受けた者」とすべきとしている。

しかし電離則は、緊急作業時の被ばく限度を定めた第7条の第3項で、被ばく限度を放射線業務従事者以外についてもそのまま準用するとしている。つまり、厚生労働省は今回の事態に対して、ICRPや放射線審議会報告をもとに限度を2.5倍に引き上げたが、同時に改正を求めた項目については無視し、誰でも緊急作業時であれば、通常の限度を超えて被ばくすることはやむを得ないとしたわけで、都合の良いところだけを引き出したということになる。

## 法定限度を大目にみる通達とは

電離則では、通常の被ばく限度について、5年間について100mSvを超えず、かつ1年間について50mSvを超えないと定められている（第4条第1項）。しかし今回の事故収束に関わる作業では、すでに緊急作業時として100mSvを超えた作業者が30人を超えており（5月16日）、こうした作業者のその後管

理区域内作業についてどう扱うかについて、問題が指摘されていた。当初、経済産業省等では、緊急作業時の被ばくは別扱いと数え、他で50mSvを超えていなければ他の原発での管理区域内作業は可能との解釈が横行していた。厚生労働省は、当然のことながら人の体は一つであり、50mSvを超えた作業者のその後の管理区域内作業は不可能とする立場だった。

しかし、4月28日になって厚生労働省はこの問題について新たな通達を出す（平成23年4月28日付基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」後掲）。

この通達は注意深く読まないと、その意図するところが読み取れない。1でまず、緊急作業に従事した作業者について、「5年間で100mSvを超えないようその低減化を図るよう指導する」とし、特に年間50mSvを上げない。そして「なお」以降、「緊急作業以外の放射線業務のみでの被ばく線量が1年間につき50mSvを超えた場合には法令違反となることについては変更はない」とする。直接は言わないが、緊急作業時の限度を超えても、それに加えて従来の放射線業務を合わせて年間50を超える場合については触れていない、つまり「容認する」のである。

この点について、厚生労働大臣は記者会見で、「労働者の健康影響を考慮しながら何らかの弾力的な運用が行われないかということを検討した結果」といいながら、「容認する」とは言わず、法令の限度は変えないとしか言っていない。ところが、5月11日に

//////  
連合が構成組織の担当者を集め、原発事故対応について行った意見交換会で、厚生労働省が行った説明資料では、この対応について明快に記されている。それは、緊急作業に従事した作業者が年間50mSvを超えて、他の放射線業務に従事しても、年間50mSv程度の指導は行わず、5年間で100mSvについて指導するというもの。

なんと刑事処分もあり得る労働安全衛生法にもとづく省令の条文について、「今回に限っては目玉にみる」態度表明した行政通達なのである。

この点について、5月16日の厚生労働省側の対応としては明確なものではなく、全国安全センターとしては経済産業省等とのやり取りを含め、決定経過について情報を明らかにすることを求めた。

## 作業者の被ばく防止対策が急務

労働基準行政の役目は、労働者の健康障害を防止することであることは言うまでもなく、どのような場面でもこれが揺らぐようであってはならないはずだ。原発事故の収束作業にあたって、これからの廃炉を完結させるまでの過程、膨大な損害賠償額など、とてつもない費用がかかり、そもそも収束の目処も明確にはなっていない現状ではあるが、かといって労働者の健康に負担を転嫁することによって費用削減がなされるようなことはあってはならない。

放射線業務従事者が足りないという事態があるなら、どのような投資によって被ばくを低減するか、そのためのインセンティ

ブを高めるのは、いまや労働基準行政による厳正な規制をより強化することによってしかあり得ないはずなのである。

宮城県で瓦礫の処理作業にあたるはずで求人に応募した大型トラック運転手が、指示を受けて着いた先が福島第一原発、しょうがないのでそのまま給水タンクへの注水作業に2週間従事したという事例が報道された。

作業場所が壊滅的損壊ではない5号機、6号機近くとはいえ、放射線管理区域であり、被ばく環境は0.15mSv/h（東電HPのサーベイマップ）となっていた。しかしこの作業者は、放射線業務従事者としての教育などまったくなく、簡単に防護服の着用の仕方などを習っただけで、作業についたという。また、線量計を装着し、被ばく記録はあったとはいえ、内部被ばくについてはホールボディカウンターによる計測はないままだった。

元請ゼネコンの配下で、同様に何の教育もなく管理区域作業に従事する作業者は、相当な数にのぼるとみられ、対策は急務といえる。

## 改正必要な被ばく記録保存と健康管理

放射線業務従事者についての被ばく記録管理の問題がある。放射線の確率的影響については、個々人の被ばく量が累積でどれだけになっているかが重要な要素となる。将来、発がんした場合に、業務上疾病となるかどうかを判断するデータとして大きな意味をもつ。また、被ばくした作業者の集団と



成23年厚生労働省令第23号。以下「本省令」という。)が、平成23年3月14日に施行されることとして本日公布されたところである。本省令は、東北地方太平洋沖地震に起因して生じた東京電力福島第一原子力発電所の事象に対し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するためのものであることから、下記に示す趣旨を十分に理解し、その運用に遺漏なきを期されたい。なお、本省令の適用に関し、追加で指示をすることがありうるので、留意されたい。

## 第1 省令の概要

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第4項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第17条第8項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)第7条第2項に示す緊急作業に従事する労働者の線量の上限を、100ミリシーベルトから250ミリシーベルトとすることとしたこと。

## 第2 細部事項

- 1 本省令の適用対象となる区域は、現時点においては緊急事態応急対策実施区域に指定された東京電力福島第一原子力発電所から半径30km圏内であること。
- 2 本省令の施行日は平成23年3月14日であるが、本省令の適用に当たっては、原子力緊急事態宣言がなされた日から原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間における緊急作業で被ばくした線量について通算すること。
- 3 本省令の「特にやむを得ない緊急の場合」とは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合をいうこと。

合」とは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合をいうこと。

- 4 その他、平成13年3月30日付け基発253号「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」第3の8「第7条関係」に留意すること。
- 5 被ばくした労働者への事後的な健康管理については、労働安全衛生法第66条第4項に基づき臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示すること、及び事業者に電離則第44条に基づく緊急作業に従事する労働者に対する医師の診察又は処置を速やかに受けさせることについて、確実に実施されたい。

## 【50mSv/年限度を指導しないとした通達】

基発0428第1号

平成23年4月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令により、福島第一原子力発電所において、特にやむを得ない緊急の作業に限って、緊急作業時における被ばく限度を100mSvから250mSvへと引き上げ、電離放射線障害防止規則第1条の基本原則を踏まえて、平成23年3月15日付け基発0315号第7号の記の第2に細部事項を示したところであるが、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業に従事させた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について、下記のとおり示す

ので留意されたい。

1 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100mSv以下の労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間における当該放射線業務従事者の被ばく線量の総量が100mSvを超えないようにその低減化を図るよう指導すること。なお、これは、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業を含む被ばく線量の総量についての取扱いであり、緊急作業以外の放射線業務のみでの被ばく線量が1年間につき50mSvを超えた場合には法令違反となることについては変更はないこと。

2 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100mSvを超えた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間の残りの期間について、それ以上被ばくさせないように指導すること。

### 【電離放射線障害防止規則、7条解釈例規、解説は「電離放射線障害防止規則の解説」より】

(放射線業務従事者の被ばく限度)

第4条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えず、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

② 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第6条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、3月間につき5ミリシーベルトを超

えないようにしなければならない。

第5条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては1年間につき150ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては1年間につき500ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。

第6条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

1 内部被ばくによる実効線量については、1ミリシーベルト

2 腹部表面に受ける等価線量については、2ミリシーベルト

(緊急作業時における被ばく限度)

第7条 事業者は、第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能陸がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第4条第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。

② 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

1 実効線量については、100ミリシーベ



ルト

2 眼の水晶体に受ける等価線量については、300ミリシーベルト

3 皮膚に受ける等価線量については、1シーベルト

③ 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

〔解釈例規〕

(1) 第2項本文の「当該緊急作業に従事する間」とは、1つの事故に対する応急の作業に従事している期間をいい、1つの事故に対する応急作業に同一労働者が複数回従事する場合は、当該複数回従事している期間をいうこと。

(2) 第1項において、放射線業務従事者を緊急作業に従事させた場合は、当該緊急作業時における被ばく線量に応じて、当該緊急作業に従事した期間を含む「1年間」及び「5年間」における当該放射線業務従事者の被ばく線量の低減化を図るよう指導すること。

(3) 第2項において眼の水晶体及び皮膚の等価線量限度が設けられたのは、事故の場合であっても不均等被ばくが想定され、実効

線量が100ミリシーベルトを超えなくとも眼の水晶体又は皮膚に確定的影響が生じるおそれがあるためであること。また、第2項各号の緊急作業時における被ばく限度は、第4条第1項及び第5条に定められている1年間の被ばく限度の2倍に相当する値として決められているものであること。

(4) 本条は、女性（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。）の放射線業務従事者が緊急作業に従事することを妨げるものではないが、第2項の限度の適用はないので、第4条第2項又は第6条の限度が適用されること。〔平成13年基発第253号〕

〔解説〕

(1) 「当該緊急作業に従事する間」とは、1つの事故に対する応急作業に従事する期間をいう。たとえば、1つの事故に対処する緊急作業に3日間を要する場合には、その3日間に受ける線量が100ミリシーベルトを超えてはならない。

(2) 本条は、緊急作業に女性（妊娠する可能性がないと診断された女性を除く。）が就くことを直接禁止してはいないが、被ばく限度の特例を認めていないので、第4条第2項又は第6条に定める範囲でしか緊急作業には従事させられない。

|    | 当該年のそれまでの被ばく量<br>(ミリシーベルト) | 緊急作業によって受けた被ばく線量<br>(ミリシーベルト) | 計<br>(ミリシーベルト) | 当該年の残りの期間に受けられる線量<br>(ミリシーベルト) |
|----|----------------------------|-------------------------------|----------------|--------------------------------|
| 例1 | 30                         | 10                            | 40             | 10                             |
| 例2 | 30                         | 80                            | 110            | —                              |
| 例3 | 0                          | 40                            | 40             | 10                             |
| 例4 | 0                          | 70                            | 70             | —                              |
| 例5 | 60                         | 従事できない                        | 60             | —                              |

なお、ICRP 1990年勧告では、妊娠可能な女性作業者に対する特別の線量限度について、妊娠する意志のない者や閉経後の者等で妊娠の可能性のない者に対しては、女性の職業被ばくに対する線量限度を適用する必要がないとされたが、平成13年の本則の改正にあたっての検討では、「妊娠をする意志のない者」について、生物学的に妊娠可能である限り、女性作業者の意志にかかわらず妊娠する可能性を否定することはできないとされた。

(3) 本条において緊急作業について被ばくの

限度を定めたのは、放射線事故の復旧のための緊急時の措置として最小限不可欠であることによるものである。しかし、不可欠であるからといって被ばくが許される限度まで被ばくしてよいという考えではなく、最小限の被ばくに留めるようにすべきである。  
(4) 緊急作業に従事させた労働者のその後の放射線業務への従事については、次の例を参考とし、当該年の残りの期限に受けられる線量と当該年を含む5年間（第3条の規程による5年間）の制限の順守、被ばく量の低減化に配慮する必要がある。



## 図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター [編]  
1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。



## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議  
発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)

# ニチアス石綿被害損害賠償訴訟 札幌・岐阜・奈良 第2回弁論 ニチアスの厚顔無恥あらわに

本誌2月号で報告したニチアス訴訟の第2回弁論が各地裁で行われた。

被告ニチアスは、石綿と石綿被害のことを「最もよく知る」「最も古い企業である」ことを自ら忘れたかのように「何ら責任はない」とうそぶいている。

ウソも百万回繰り返すとホントになると信じているかのようだ。

被告代理人として損害賠償事件と団交拒否事件を一手に引き受ける石埼法律事務所の作成する書面は今日も無為に頁を重ねている。まことに恥知らずな企業と弁護士たちだ。

原告団と弁護団は、粛々と事実と真実を法廷に明らかにしていくのみである。

## 3/17 岐阜地裁

石綿肺管理2をかかえる山田益美さんを原告とする岐阜訴訟は、名古屋労職研やアスベストユニオンの呼びかけに応える名古屋、岐阜の仲間が多数、前回に続き参加されるなか行われた。

原告からは基本的な書証をいくつか提出。

被告は、訴状の内容についての認否の続

きと山田さんがニチアスのあとに就いた仕事についての釈明を求める準備書面を提出した。被告のこの第一準備書面は、拍子抜けするほど中味のないものだった。

やる気のなさを見せて、訴訟過程で羽島工場の内情が暴露されることを極力防ごうというニチアスの作戦なのだろうか？

もちろん、原告側の被害原因徹底解明の方針はニチアスの姑息な意図で揺らぐことはない。

## 3/29 札幌地裁

石綿肺で死亡した大谷敏男さんのご遺族である妻・定子さんと二人の子供さんを原



アスベストユニオン早川寛氏 横浜から毎回参加

告とする札幌訴訟には、横浜からアスベストユニオン長尾さん、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部、国労の方々から約30名が傍聴にかけつけた。

敏男さんは札幌トムレックスという専属下請会社で石綿吹き付け工事に従事した。

ニチアスが、ニチアス社員ではないから「責任はない」と主張していることに対して、原告から「ニチアス札幌出張所の組織的な一部に組み込まれているという他なく、支配従属関係は明らか」であるとの準備書面を提出した。

被告からは石綿肺、肺がん、中皮腫などの石綿疾患の医学的知見に関する長々とした文章と「被告は下請会社の社員である敏男氏に対する安全配慮義務はない」と述べる文章で構成された準備書面が提出された。

敏男さんは石綿肺を発症し死亡した。

石綿肺については戦前から知られているので、いまさら医学的知見を長々と述べることはまったく意味がない。

また、専属下請会社の吹き付け工事社員に「責任がない」と言うことは、主張すること自体が犯罪だと言っても過言ではない。ニチアスが下請工事会社社員の労災被災者に対して、上積み補償を支払ってきていることから（社員の半分しか支払わないと言われている）、ニチアス自体がすでに責任を認めているのは明らかだ。

また、被告は、定子さんの胸膜プラーク被害について

は、労働組合の加入通知から3年（不法行為に基づく損害賠償請求の時効）をすでに経過しているので時効である、と主張してきた。

これに対して原告側から「中身をちゃんと説明せよ」と厳しく指摘したところ、次回は、被告が「支配従属関係についての原告書面への認否」「時効主張の解説」を書面で提出することとなった。

今回問題の石綿被害については、法律的には「契約法上の安全配慮義務違反」及び「不法行為法上の安全保護義務違反」を請求原因として賠償請求をしている。

時効については、前者が10年、後者が3年とされている。敏男さんについては、死亡されたのが2008年4月21日なので、提訴日の2010年10月28日は3年を経過していないので、時効の主張はあり得ない。被告は定子さんの不法行為法上の時効3年に絞って、主張してきたというわけだ。

定子さんの症状は残念ながら少しずつ進行するだろう。



札幌トムレックスの同僚たちと（後列、左から二人目が敏男さん）





坂本長七さん（左端）

れ、上から別の鉄の型を入れた上で熱を加えて固めるというものでした。その後、できあがった製品を型から取りだし、工場内に置いていました。

アスベスト粉じんの発生状況は、倉庫よりはましでしたが、発生はしていました。

3か所目のジョイントシート工場では、アスベストのシートを複数枚接合して、より大きなアスベスト製品を作っていたようですが、私は、直接製造作業に従事していたわけではなく、工場内で他の作業員から指示を受けて雑用を行っていました。

3 私は5、6年前から、息苦しいと感じるようになりました。おかしいなと思っていました。そうした矢先、平成17年にクボタショックの報道があり、心配になった私は、ニチアスに電話をかけて「検査を受けさせてほしい」と頼みました。

健康診断を受けたところ、プラークがあることがわかり、平成18年7月に健康管理手帳の交付を受けました。

4 ニチアスは私たちが求めた補償を拒否

ただけでなく、団体交渉にも応じようとしませんでした。

このようなニチアスの不誠実な対応には腹が立ってしかたがありません。

私は、私の体の中にあるアスベストを取ってもらいたいです。胸が息苦しくない元の元気な体に戻して欲しいです。

それができないなら、せめてニチアスは補償をすべきだと思います。

裁判所におかれては、一日も早い解決を心からお願いいたします。

以上。

#### 【今後の弁論予定】

##### 札幌地裁

第3回 5月23日午後4時 805号

##### 岐阜地裁

第3回 5月19日午後1時10分 302号

第4回 7月28日午後1時10分 302号

##### 奈良地裁

第3回 6月13日午後2時30分 101号

第4回 9月5日午後3時 101号



# 連載 それぞれのアスベスト禍 その14

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

### 元船員運動家の死

「え～！船乗りは船員法で守られていると思っていたのに、これでは…」と故真田勝弘さんが絶句したのは2005年のこと。「クボタショック」により、中皮腫という病気は勿論、他のアスベスト関連疾患の病名が社会的に認識された。その結果「胸膜プラーク」という聞きなれない言葉も多く使われ出した。石綿に曝される職場の人達は退職後も健康管理が必要な為に「石綿健康管理手帳」という制度が設けられている。

肺がん・中皮腫などの疾病よりも、胸膜に石綿を吸ったがために出来る斑点のようなものが確認される方が多く、それらを「胸膜プラーク」という。「石綿による中皮腫等の健康障害は、離職後に発生することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管

理を行っています。」と、労働局のHPに記載されている。船の機関部はボイラーを焚き蒸気を発生させるという過酷な労働条件で働いているにもかかわらず、石綿による健康管理制度は無かったのだ。

アスベスト曝露職種であるにもかかわらず、健康管理手帳の制度が無いと解つたのは2005年のことだった。当然「船員の健康管理は船員法により守られている」と信じ切っていた真田さん達は激しい怒りを覚えた。「いったん航海に出ると、ずっと船上での生活だ。陸上の工場勤務ならば退社後は



真田勝弘さん(右から2人目) 海上美術展で船員仲間と

職場から離れるけれども、自分達は寝る時も船の中で、どんなに仕事も嫌でも途中で逃げ出すわけにはいかなかった。船から飛び出せばそこは太平洋の真ん中で、サメの餌になるだけだ。寄港先で逃げ出せば逃亡罪に問われる。24時間船中に拘束されて、アスベストに曝露しているのに、退職後の健康管理制度がないとは許せない」と、日本郵船OB会の皆に呼び掛けて大きな運動を起こした。OB会の皆が国土交通省に対して、健康管理手帳制度設立の要請FAXを流した。勿論、患者と家族の会の皆もFAX作戦に賛同した。

そしてその年のうちに「平成17年12月15日より船員健康管理手帳の申請受付を開始します」という通知が国土交通省から発表された。遂に船員にも健康管理手帳の制度が出来たのだ。(平成21年4月1日より交付要件が改正となり、胸膜プラークの所見が無くても石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に対しても対象が拡大)

真田さんは長崎県の五島列島で生まれ、船乗りを目指して日本郵船に入社した。そして長年機関部で海外航路を歴任して、定年退職後は日本郵船のOB会の世話役として、諸先輩達と共に活躍していた。その真田さんが突然倒れたのは、昨年(2010年)の11月22日。腹部動脈瘤破裂で緊急手術を行い、一命は取り留めた。毎年行われる郵船OB会西日本総会の準備で忙しくしていた矢先だった。手術は成功したものの、数々の後遺症は彼を苦しめた。病魔と懸命に闘ってきたが遂に力尽きたのは、今年の3月20日夕方だった。享年72歳。全国の船員仲間の為に奔走

した晩年だった。

彼の遺した宿題は大きい。彼は、同じ船に乗っていた故笠原昭雄さんの発病が発端となり、笠原さんの遺言を仲間に伝え続けてきたのだ。郵船OBだけに限らず、他の船会社に勤務した被害者の為にも奔走してくれた。全日本海員組合OBの大野一夫氏は「(真田さんは)海員アスベスト運動のリーダーであり、この人がいなければ400人(H20年9月現在)を超える海員アスベスト健康管理手帳申請の前進はなかったと思います。」と語っている。

次ページの表は、其々の年度の手帳交付数だ。2年間で明らかな増加が確認される。これはひとえに真田さん達の尽力のお陰だ。沖縄総合事務局ではH20年当時、交付件数は0件だったが、申請者数も0件だった。それがこの2年間で交付件数が36件に及んでいる。これは明らかに「周知されてきた」ことの実績だ。この表で気がかりなのは、※印に示されている「じん肺管理区分」の方が少ない様に感じる。その事も含めて今後の課題は多い。故真田勝弘さんのご冥福を祈り、遺された課題を頑張りたいと心に誓っている。



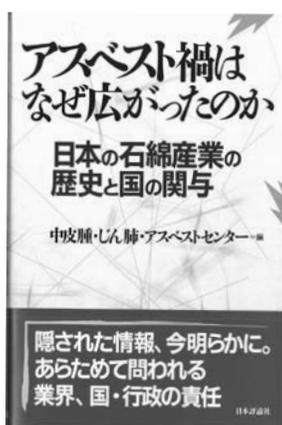
H20年9月18日現在の手帳交付数

| 申請受付局        | 交付件数 |
|--------------|------|
| 北海道運輸局       | 2件   |
| 東北運輸局        | 9件   |
| 関東運輸局        | 56件  |
| 北陸運輸局        | 23件  |
| 中部運輸局        | 6件   |
| 近畿運輸局        | 22件  |
| 神戸運輸管理部      | 84件  |
| 中国運輸局        | 113件 |
| 四国運輸局        | 37件  |
| 九州運輸局        | 52件  |
| 沖縄総合事務局      | 0件   |
| 本省           | 50件  |
| 合計(申請数 483件) | 454件 |

H22年8月25日現在手帳交付数

| 申請受付局   | 交付件数  |
|---------|-------|
| 北海道運輸局  | 6件    |
| 東北運輸局   | 13件   |
| 関東運輸局   | 71件   |
| 北陸運輸局   | 36件   |
| 中部運輸局   | 14件   |
| 近畿運輸局   | 28件   |
| 神戸運輸管理部 | 147件  |
| 中国運輸局   | ※138件 |
| 四国運輸局   | 45件   |
| 九州運輸局   | ※115件 |
| 沖縄総合事務局 | 36件   |
| 本省      | 68件   |
| 合計      | 717件  |

※中国運輸局交付数には、「じん肺管理区分2件」、九州運輸局交付件数には、「じん肺管理区分1件」の交付を含む（石綿：714件、じん肺：3件）



## アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円

# アスベスト報道ダイジェスト 2011年4月

- 4/14 東急車両製造の鉄道車両工場（堺市、現在閉鎖）で、塗装や配管工事をしていた元社員の男性3人の遺族7人が、同社が安全配慮を怠ったためアスベストを吸い込み、石綿肺などで死亡したとして、同社を相手取り、約1億円の損害賠償を求め訴訟を大阪地裁に起こした。原告は、95年に石綿肺で死亡した浅田俊雄さんの妻、浅田シズ子さんら。他の元社員2人は1960年代に7～8年間働き、09～10年に中皮腫などで死亡した。浅田さんは64～94年までの約30年間、同社の大阪製作所で塗装工として勤務。車両から断熱材の石綿を取り出す作業などが隣接して行われており、職場に飛散した石綿粉じんを吸い込んだと主張している。同社は石綿を扱う仕事に従事して死亡したケースは1人2000万円支払っているが、3人については「石綿に直接関係しない作業だった」などと主張し交渉が決裂。提訴に踏み切ったという。
- 4/10 市民団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」など3団体は、宮城県南三陸町でアスベストの露出状況などを調査した。同センターの永倉冬史事務局長ら6人は町内各地を巡回し、アスベスト建材のがれきを採取したり、特殊な機器で粉塵の飛散状況を調査し、町災害対策本部に防護マスク650個を寄贈した。
- 二チアスを巡る石綿健康被害問題で、韓国の被害者が日本の被害者らと情報交換するために来日した。同社の王寺工場や子会社「亀田工業」を視察。昨年10月に損害賠償請求訴訟を起こした労組「全造船二チアス・関連企業退職者分会」の仲井力執行委員長から、かつての工場内の様子について説明を受けた。訪れたのは、二チアスが出資して韓国・釜山市に設立した「第一アスベスト」（現・第一E&S）に73～78年に勤務し、被害者団体「韓国アスベスト被害者と家族協会」の会長を務める朴永九さんら。韓国でも、二チアスの責任を問う損害賠償請求訴訟が釜山地裁で係争中。
- 4/18 大阪泉南地域のアスベスト工場の元労働者や周辺住民の遺族らが健康被害への損害賠償を国に求めている訴訟の控訴審で、大阪高裁が大阪府泉南市の旧三好石綿工場の跡地を視察した。工場に近接する農地で1940年から約35年間にわたり農業に従事し、05年2月に石綿肺で亡くなった南寛三さんの生活状況の確認が目的。控訴審は5月12日の弁論で実質的に結審する見通し。
- 4/20 宮城県東の沿岸部で、仙台弁護士会の弁護士らがアスベストの飛散状況を調べたところ、調査した4地点すべてから検出された。建物の倒壊で、建材に含まれていたアスベストが飛散したとみられる。検出量は大気汚染防止法の基準を下回ったが、がれきの撤去作業で飛散量が増える恐れもあり、同弁護士会は早急に対策を取るよう近く国に要望する。
- 4/22 宮城県でアスベストの飛散状況を調査した「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の永倉冬史事務局長は、民主党の環境保健ワーキングチームの会合で、防じんマスクの配布や被災者への啓発を求めて提言した。現地ではマスクをせずつけられきを撤去する人や倒壊した自宅を訪れる子供が確認されており、早急な対策が必要という。対策として、がれき撤去の作業前に散水する▽子供ががれきに近づけない▽防じんマスクを配布し正しく使うことなどを提言。大型連休で現地入りするとみられる多くのボランティアに対しても啓発の必要性を指摘した。
- 4/24 日本作業環境測定協会は、東日本大震災で大きな被害を受けた県や市町村を対象に、大気中のアスベスト濃度のボランティア測定を実施している。希望自治体が協会へ申し込むと、測定できる協会の会員を紹介する仕組み。測定費用は無料が低料金で、測定にかかる宿泊費や交通費は会員側が負担する。日本環境測定分析協会も、被害が大きい地域の団体や個人を対象に、アスベスト濃度の無料測定を実施している。受け付けは5月31日まで。
- 4/26 被災地のがれきにアスベストが含まれ、撤去にあたる作業員やボランティアが健康被害を受ける恐れがあるとして、厚生労働省が作業員らの健康対策立案のための専門委員会を設置する方針を固めたことが分かった。職員を被災地に派遣し注意を呼びかけ、指導員も配置する。専門委員会は、石綿に詳しい学識経験者やNPO法人などで構成。すでに環境省が現地で石綿の飛散状況の測定準備に入っており、今後、厚労省と合同で調査を行う。専門委員会ではそれらの調査結果などを踏まえて対策を練る。同省は緊急対策として27、28の両日、「集中パトロール」を実施する。本省と労働局の職員ら二十数人を被災地に派遣し、マスク着用などを呼びかける。近く呼吸が楽な電動ファン付きの高性能防じんマスク600個も配布。
- 4/27 環境省は宮城、福島、茨城3県の15地点で実施したアスベストの大気濃度の調査結果を公表した。調査は13～18日に、がれき集積場や避難所、倒壊家屋がある地点などで実施。福島県内の集積場周辺でも、繊維本数は0.79本で、WHOの環境保健基準を下回った。今回の結果を踏まえて、同省などでは5月中に、被災地全域で本格的なアスベスト調査に乗り出す。
- 4/29 被災地へ防じんマスクを送り、アスベストによる健康被害を防ごうと、神戸市のNPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」が、同市中央区の神戸マルイ前で募金活動を実施。同センターは阪神大震災の経験から、震災に備えて防じんマスクを備蓄するなどの活動を続けている。東日本大震災では津波によって多くのがれきが発生したため、直後に現地で活動するボランティアへ約千枚のマスクを提供。依然として被災者用のマスクが不足していることなどから募金活動を企画した。

## 韓国からのニュース

### ■三星の白血病労働者、労災不承認取り消し行政訴訟を提起／パノリム「個別訴訟でなく、職業病被害事例」

三星半導体の白血病集団訴訟に続いて、脳腫瘍などの三星電子の職業病被害労働者が、勤労福祉公団の労災不承認の決定を不服として、7日にソウル行政裁判所に訴訟を提起した。行政訴訟を提起した被害者は、三星電子LCD工場と三星電子半導体温陽工場で働いた労働者4人である。現在は脳腫瘍や再生不良性貧血、多発性硬化症を病んでいる。

1996年に三星電子に入社したハン・ヘギョン氏は、LCDの工程でソルダー・クリームを溶かした後、しゃもじで回路基板の上に載せる作業をしていた。この工場で5年余り働いたハン氏は、退職後の2005年10月に脳腫瘍の診断を受け、手術後は1級障害の診断を受けて、現在は日常の挙動さえ不自由な状態である。

しかし勤労福祉公団は昨年1月に「脳腫瘍の発病原因が、(三星電子の)作業環境と関連性があるという根拠がない」として、ハン氏の労災申請を不承認とする判定を出し、再審査請求でも不承認の決定を行った。

『半導体労働者の健康と人権を守る』(パノリム)は「今回の訴訟は個別的な労災訴訟ではなく、三星電子で拡がる『三星電子職業病被害事例』を喚起させるためのもの」で、『電子産業の特徴を無視して立証責任を労働者に転嫁し、労災不承認を乱発する勤労福祉公団の誤った行政を変えるため』のものとした。

パノリムは更に「行政訴訟を提起した職業病被害者は、三星電子で働いた女性労働

者で、現在全員が闘病中」であり、「全員夜間労働を伴う交代勤務と、一日12時間以上の長時間労働で免疫力が弱まっていたため、先端電子部品の生産過程に存在する有害要因に曝露し、珍しい病気に罹った」と強調した。

現在までに三星半導体、三星LCD工場などで働いて職業病に罹った労働者は120人を超え、このうち46人が死亡している。

一方、以前に故ファン・ユミ氏の父親、ファン・サンギ氏など三星半導体白血病被害者と遺族は、労災申請に対して不承認処分を出した勤労福祉公団を相手に、昨年1月行政訴訟を提起している。2011年4月7日 民衆の声 ク・トヒ記者

### ■専門建設業者、労災の66.5%を隠蔽／イ・ボムグァン議員「労災隠蔽の処罰規定、強化しなければ」

専門建設業者で発生する産業災害のうち、66.5%が隠蔽されているという主張がされている。

国会環境労働委員会のイ・ボムグァン・ハンナラ党議員が12日に公開した資料によると、専門建設協会が1217会員業者を対象に、昨年6月に実施した2009年労災処理実態調査によると、労災事故は246現場で747件が発生した。イ議員は「労災のうちの33.5%に当たる250件が労災保険で処理されたが、66.5%に当たる497件は労災隠蔽の後、公傷として処理された」と明らかにした。

更に、「政府が建設業の産業災害を減らすための案としてP・Q(入札参加資格事前審査)と、適格審査信任度評価を利用しているが、今回の結果で見ると、その役割を果

たせていない」と指摘した。P・Q制度は、毎年上位1千社の建設業者を対象に、1年間に発生した産業災害に対して換算災害率を算定し、建設工事の入・落札に影響を及ぼすようにする制度である。

イ議員は「制度の根本趣旨である、元請業者の自発的な災害予防の努力を誘引する効果はほとんどなく、労災発生による各種の不利益を免れたり、恩恵を目的に産業災害を隠すなど、弊害だけが生じている」と主張した。

これにより、「労災予防のための建設業者の自律的な産業安全保健活動の努力を評価した後、優秀業者にインセンティブを付与するのも一つの良い方法」とし、「現行の、労災発生報告義務に違反した時の過怠金が1千万ウォン以下という、労災隠蔽に対する処罰規定を強化して、実効性を確保しなければならない」と話した。2011年4月13日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

### ■福祉公団、建設労働者の石綿被害を初めて労災認定／建設労組「類似石綿災害の職業病認定の定規に」

石綿が露出している製鉄所の工事現場で働き、石綿疾患である中皮腫に罹った建設労働者が、勤労福祉公団から産業災害を承認された。建設労組は14日、仁川製鉄所増築工事の現場で10余年間働いた建設労働者の故ミン・某(73)氏が石綿疾患の中皮腫を病んだことに対し、13日に勤労福祉公団京仁地域本部が産業災害と認定したと明らかにした。

労組は「この間、法的な争いの結果として石綿疾患を労災認定したことはあったが、勤労福祉公団が自ら、作業環境測定と疾病判定委員会を経て労災と認定したのは初めて」として、「今後、建設労働者の類似の石綿災害に対する職業病認定の定規になるだ

ろう」と話した。

労組によると、ミン氏は99年から仁川製鉄所の増築工事現場で建設労働者として働いている間の2008年に、中皮腫の診断を受けた。一人で闘病していたミン氏は、建設労組と石綿追放ネットワークが行った『石綿被害者検索活動』を知り、翌年労組に相談を要請した。ミン氏は昨年1月に死亡し、ミン氏の遺族が労組の助けを借りて、10月に公団京仁地域本部に療養承認を申請した。

事件を代理したキム・ウンボク公認労務士(労務法人「現場」・仁川支社)は、「ミン氏が仁川製鉄所で仕事をするために、わざわざ仁川に引っ越しまでしたのに、過去の勤務履歴を立証するのが難しくて困り果てた」と言い、「石綿疾患は潜伏期間が長いだけに、建設労働者の履歴証明に対する制度的な支援策を至急に作らなければならない」と話した。

一方2月には、11年間建設現場で働いた建設労働者5人が、石綿被害救済法によって、韓国環境公団から石綿健康被害を認められた。同じ月に足場工の建設労働者として初めて石綿肺癌を職業病と認められた故イ・ジェビン氏は、1審に続き2審でも勝訴した。2011年4月15日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■労働界、『2011殺人企業』に大宇建設、大宇造船海洋を選定／特別賞にイ・ミョンバク大統領

労働界が『最悪の殺人企業』に大宇建設と大宇造船海洋を選定した。また、労災死亡特別賞は、無理な4大河川事業を進めて20人の建設労働者を死亡させた責任で、イ・ミョンバク大統領に授けた。

民主労総、韓国労総、民主労働党、進歩新党などは、25日午前11時頃清溪広場で記者会見を行い、『2011年最悪の殺人企業』とし

て大宇建設と大宇造船海洋が選ばれたことを明らかにした。

二大労総など主催者は、2006年から産業災害(労災)予防に対する社会的な共感を挙げ、企業の社会的責任を求めるという趣旨で、前年度に労災による死亡が最も多い業者を『殺人企業』に選んで毎年発表してきた。

今回選ばれた企業は、昨年労働部が集計した事業場別労災保険適用に現れた死亡事故件数をもとに選ばれた。

建設業分野で『殺人企業』に選ばれた大宇建設の場合、2010年に13人の労働者が死亡した。また、製造業分野で選ばれた大宇造船海洋は、5人の労働者が死亡したことが明らかにされた。

主催者側は「大宇建設の大株主は産業銀行で、事実上『公的資金』で運営される企業であるにもかかわらず、絶えず社会的な物議をかもしている」として、「労働者の生命と安全に無感覚な企業は、社会的責任にも不感症だという事実を示している」と主張した。

また、4大河川工事の現場で起きた労災事故の責任を問い、イ・ミョンバク大統領を特別賞の受賞者に選定した。労働界は4大河川事業での行き過ぎた工期短縮と速度戦によって、労働者が最小限の安全施設や予防措置もなく、長時間労働に追い立てられていると主張した。

主催者は「今年に入って4ヶ月間で12人の労働者が死亡し、工事が始まった2009年8月以後でも、20人の労働者が4大河川事業の現場で死んでいった」が、「これは労災死亡率が最も高い業種である建設業の平均死亡率より、3.7倍も高い」と指摘した。

引き続き、最近チョン・ジョンファン国土海洋部長官が「4大河川工事での死亡事故は本人の不注意によって発生したものだ」

と話したことに対して、「建設業の労災事故の性格と原因について無知であることを明らかにした妄言」と批判した。

一方、殺人企業に選ばれた大宇造船海洋の関係者は、「昨年に労災事故が多く発生したについては実に遺憾である」とし、「協力会社を始めとして、全社的に労災事故を減らすための教育を増やし、システムを改善するなどの努力をする」と話した。

大宇建設関係者は「昨年は残念ながら現場で事故が多く発生した」。「今年一年、労災死亡事故が画期的に減るように多くの努力と注意を注ぐ」と話した。2011年4月25日  
民衆の声 チョ・ハンイル記者

### ■労災認定基準に慢性過労を導入すれば 脳心血管関係疾患の認定率、61%上がる／ウォン・ジョンウク教授が主張

慢性過労に関する労災認定基準が作られていれば、2009年の脳心血管関係疾患の業務上疾病認定率が61%近く増加したという主張が出された。

25日に二大労総が共同主催した『どん底に陥った労災保険、このままでいいのか』政策討論会でウォン・ジョンウク延世大医科大学教授は「産業災害補償保険法が2008年に改正された以後、脳心血管関係疾患の労災認定率がますます落ちている」として、このように主張した。脳心血管関係疾患の労災不承認率は、法改正以前の2007年に59.8%(1934件)だったが、2008年に67.8%、2009年に84.4%に上昇し、昨年は85.6%にまで高まった。脳心血管関係疾患の主要な原因として過労が指摘されているのに、実際の労災申請の10件中9件が認められないのが実情である。

ウォン教授は「2008年の脳心血管関係疾患の認定基準改正以後、労災承認率が急激に落ちた」とし、「3ヶ月を越える慢性過労に対する具体的な認定基準が除かれたのが主

要な原因」と指摘した。ウォン教授は2007年に雇用労働部から研究委託の依頼を受け、脳心血管関係疾患の労災認定基準の改正方向を提示したが、反映されなかったと話した。当時研究委託サービス報告書に提示された通り、『脳心血管系の疾患が発生する直前3ヶ月の勤務時間が、月間225時間(週当り52時間)を超過した場合』を慢性過労の認定基準とすれば、労災認定率が2009年末現在より61%増加すると推測された。

イム・ジュン果川医科大学教授は「職業性災害や疾患で、病院で治療を受ける労働者の3人に1人は健康保険を利用している」。「労災保険が働いてケガをしたり、病気に罹った労働者に対する社会的安全弁の役割を果たせていない」と批判した。イム教授は「現在の政界で広く知られる無償医療政策が、健康保険の保障性の強化だけに焦点が合わされば、労災患者の健康保険負担への転嫁がより一層激しくなるだろう」と憂慮した。彼は労災保険が機能するためには、何より労働者に立証責任を附加した現行体系を見直して、『先保障・後評価』方式に労災保険を改編し、勤労福祉公団を労災予防と補償の包括的サービス提供機関として再編しなければならない、という見解を明らかにした。2011年4月26日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■金属労組、職業性癌患者14人が集団労災

## 申請／今日勤労福祉公団が受付

製造業の労働現場で使われる発癌物質を調査してきた金属労組(委員長 パク・イキ)が28日午後、ソウルの永登浦の勤労福祉公団に職業性癌患者14人に対する集団労災申請を出すすと27日に明らかにした。

労組によれば、今回労災療養を申請する労働者は、現代自動車・起亜自動車・韓進重工業など、国内の主要製造業で働いてきた正規職・非正規職労働者である。これらは肺癌と乳癌・白血病・十二指腸乳頭癌などの診断を受けて闘病中である。すでに亡くなった労働者もいる。労組は「集団労災申請を契機に、職業性癌が労災と認められ、発癌物質のない労働現場を作るために努力する」と話した。

労組が昨年、所属の事業場64ヶ所で使う化学製品9044種を調査した結果、1級発癌物質が4.2%、2級発癌物質が5.5%、3級発癌物質またはその他の毒性が確認された物質が37.3%と確認された。使われる化学物質の50%程度が有毒性物質や発癌物質であるわけだ。

このような調査結果をもとに、労組は1月から製造業者内の職業性癌患者検索活動を展開してきた。120人余りの労働者から勤務中の癌の発病に関して相談を受けた。労組は職業性癌患者の労災申請を今後も継続する計画である。2011年4月28日 毎日労働ニュース ク・ウニ記者

# 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

# 4月の新聞記事から

- 4/1 東京電力は福島第一原子力発電所で、放射線量を測る線量計が津波で故障するなど不足し、各チームの責任者だけに線量計を装着させ作業にあたらせていた。東電は1日までに不足分を確保、作業工程に支障は出ないとしている。
- 4/2 東京電力福島第一原子力発電所の現場幹部によると、不足していた線量計は920個を確保し、食事も1日3回に増えたが非常食や缶詰。泊まり込み約400人のうち100人程度は福島第二原発の施設に宿泊できるようになった。それでも免震重要棟の「緊急時対策室」に入りきらず、廊下で寝る人も。免震重要棟は入り口が二重扉。作業員は、最初の扉を開けて全面マスクや靴、一番外側の手袋を外した後、二つ目の扉を通り、体や持ち物の線量を測る。一定以上の放射線を浴びた場合は、1階の除染室で水で放射性物質を洗い流してから、2階の「緊急時対策室」で休憩する。対策室には高性能フィルターが取り付けられているが、微量の放射性物質までは防げない。作業員は、原発内で3～5日程度泊まり込みで作業した後、外に出て休暇を取ってローテーション。
- 4/3 東日本大震災の発生後、行方不明になった男性社員2人の遺体を4号機タービン建屋の地下1階で発見した。検視の結果、2人とも多発性外傷による出血性ショック死で、津波による浸水に巻き込まれたとみられる。同震災による東電関連の死者は、協力会社の5人を合わせ、計7人。
- 4/9 厚生労働省が250msvに引き上げた作業員の被ばく線量上限を、派遣企業の多くが適用していない。負傷した3人が173-180msvの外部被ばくをした関電工は「安全を考え100msvを維持していく」と明言。東電子会社の東京エネシスは「管理目標値は100msv。実際は、余裕を持って80msvに設定している」と説明。ゼネコンの鹿島や大成建設も100msvを基準に。日立製作所は「200msvを社内規定とした」。
- 4/10 福島第一原発2号機で高濃度放射能汚染水の回収準備作業をしていた協力会社の30代の男性作業員が体調不良で病院に運ばれ、過労と診断された。放射線被ばく量は4.84msv。累積被ばく線量は16msv。9日にも協力会社作業員が水処理建屋で気分が悪くなり、ふたのずれたマンホールに足を踏み入れて負傷、病院に運ばれた。
- 4/12 原子力安全・保安院は東京電力福島第一原子力発電所の事故について、「国際原子力事象評価尺度（INES）」の暫定評価を、「レベル5」から最悪の「7」に引き上げると発表した。茨城労働局は、東日本大震災の復興工事中に死傷するなどの労災事故が、茨城県内で10件に上ったと明らかにした。つくば市で屋根瓦修繕の男性作業員が転落して死亡したほか、計9人が骨折などのけがを負っていた。
- 4/14 厚生労働省は東日本大震災に関わる労災申請の件数を発表、申請件数は計80件。被災地では岩手県が12件、宮城県が24件、福島県が17件。3県以外で東京都や茨城県などの申請が27件。80件のうち54件は津波が、残り26件は地震が原因。
- 4/15 災害派遣されていた陸上自衛隊第9施設大隊所属の40代の1等陸曹男性が、体調の異常で病院に搬送され、15日未明に脳幹出血で死亡。今回の災害派遣中に死亡した隊員は2人目。隊員は3月11日から岩手県遠野市の指揮所で車両や重機の運用調整にあたっていた。
- 政府は東京電力福島第一原子力発電所の事故対応にあたる作業員の健康状態を長期的にチェックするためのデータベースを構築する方針を固めた。被曝やその影響の有無などを30年以上にわたって追跡調査する。
- 4/20 長期間の過重労働で糖尿病を発症したとして、すし店チェーンの元従業員の男性（60）が国に労災認定を求めて大阪地裁に提訴した。男性は2型糖尿病。1992年4月に入社し調理を担当、07年夏以降、両足がむくむなど症状が悪化。08年1月に倒れて入院、2型糖尿病による心不全と腎臓障害と診断された。倒れる直前12カ月間の時間外労働は月134-167時間。
- 4/21 福島第一原発事故で被ばく上限100msvを超えた作業員が29人になった。内訳は東電社員26人と協力企業の3人。東京電力福島第一原発の復旧を巡り、作業員の被ばく線量の上限を100msvから250msvに引き上げた特例措置が現場であいまいに運用され、作業員の放射線管理手帳に線量が記載されていないケースがあることが分かった。問題は特例措置と通常規則との兼ね合い。厚生労働省は「通常規則は有効で、今回の作業で100msvを超えた場合、5年間は放射線業務をさせない」とする。
- 4/22 福島労働局は福島県いわき市の工場で勤務中、津波に巻き込まれて死亡した女性の労災を認定すると発表した。福島県で、東日本大震災による労災が認められたのは初めて。同局には21日までに、遺族補償の申請が34件あった。
- 4/23 東京電力福島第一原子力発電所の事故で、累計の被曝線量が100msvを超えた作業員が1人増えて30人に達した。東電は「200msvに近づいた場合、放射線量が高い作業から外す」とし、198msvを浴びた作業員1人を同原発作業から外した。
- 4/27 東京電力は福島第一原発で働く50代の女性社員の被ばく線量が、法定限度を超えたと発表した。女性放射線量は、上限の5msvを上回る17.55msvだった。女性は消防機材の管理を担当。3月11日の震災発生後、屋外で消防隊を案内したり、敷地内の免震重要棟で作業したりしていた。厚生労働省は原発作業員の被ばく線量について、通常時は年間50msvとする上限規定を撤廃する検討を始めた。5年間で100msvの上限は維持する。
- 4/30 東京電力は福島第一原発事故で3月末までに被ばく線量が100msvを超えた作業員21人について、内部被ばくを合わせた被ばく線量の合計を調べた結果、最大で240.8msvに達した作業員がいたことを明らかにした。240.8msvを被ばくした作業員は、3月24日に3号機タービン建屋内で高濃度の放射能を含む水に漬かり、搬送された協力企業の社員。外部被ばく201.8msvに加え、内部被ばくが39msvあることが分かった。21人のうち、被ばく総量が200msvを超えたのは、この協力企業社員を含め2人。もう1人も、3月24日に3号機タービン建屋内で被ばくした協力企業社員で、計226.62msvを被ばくしている。このほか、150～200msvが8人、100～150msvが11人。